

慶弔に関する規程

(総則)

第 1 条 神奈川県剣道連盟規約第 5 条第 9 号の規定に基づき連盟会員等の慶弔について定める。

(慶事)

第 2 条 剣道に関する功績によって叙位、叙勲又は国家褒賞を受ける等その他支部会長より推薦があり会長が必要と認めた場合は概ね 30,000 円程度の慶祝金を贈ることができる。

(弔慰)

第 3 条 会員等が死亡した場合は概ね次の区分により花輪（又は生花）、もしくは香典を概ね 10,000 円程度贈るものとする。

- (1) 範士
- (2) 本部役員であった者
- (3) 支部長等については花輪または生花
- (4) 友好団体の会長等これに準ずる者
- (5) その他の場合については、会長が適宜定める

(慶弔電報)

第 4 条 会長が必要と認め又は支部長の要請があった場合は別に慶弔電報を発することができる。

(連盟葬)

第 5 条 連盟葬については理事会において決定する。特に急を要する場合は会長は常任理事会又は幹部会に諮り決定することができる。

(その他)

第 6 条 本規定によりがたい事項については会長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 5 月 23 日より施行する。

平成 20 年 4 月 1 日一部改正